

東京都立府中工業高等学校いじめ防止基本方針

平成26年9月1日
校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むと共に、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため以下の点に重点を置く。

- (1) いじめを生まない、ゆるさない学校づくり。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応。
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取り組み。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安全で安心して学べる学校づくりを推進することを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめ防止基本方針の策定。
- いじめの未然防止、いじめの早期発見（アンケート調査、教育相談等）。
- いじめへの対応。
- 教職員の資質向上のための校内研修（いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等について）。
- 年間計画の企画と実施。
- 年間計画進捗のチェック。
- 各取組みの有効性のチェック。
- いじめ防止基本方針の見直し。

ウ 会議

原則、月1回。また、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター
養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、
学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

- 情報・問題意識の共有
- 共通理解・方向性を持った指導・支援

ウ 会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、保護者、保護司、その他校長が必要と認める者とする。
なお、学校サポートチームは、学校運営連絡協議会内に設置する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成。
- イ 道德教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成。
- ウ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進。
- エ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上。
- オ 生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進。
- カ 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力。

(2) 早期発見のための取組

- ア 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制の整備。
- イ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備。
- ウ 定期的な個人面談。
- エ スクールカウンセラーによる全員面接。
- オ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応。
- イ いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全の確保。
- ウ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保。

- エ 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた生徒への指導。
- オ いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導。
- カ 保護者への支援・助言。
- キ 保護者会の開催などによる保護者との情報共有。
- ク 関係機関、専門家等との相談・連携。
- ケ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談。

(4) 重大事態への対処

- ア いじめられた生徒の安全の確保。
- イ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保。
- ウ 関係機関、専門家等との相談・連携。
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携。
- オ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力。
- カ 重大事態発生についての学校経営支援センターへの報告。
- キ 重大事態の調査結果についての学校経営支援センターの調査(再調査)への協力。

5 教職員研修計画

全ての教職員の共通認識を図るため、年に1回、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行う。

(1) 研修資料

いじめ防止教育プログラム、演習シート 他

(2) 研修内容(いじめ問題および生徒指導上の諸問題について組織的な対応等)

- ア いじめを生まない学校の体制づくり。
- イ いじめを生まない環境の充実について。
- ウ いじめ問題解決の事例。
- エ 早期発見のための情報共有。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会等を活用した情報の共有。

いじめに対する学校の取り組み姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ基本方針について保護者に説明する。

(2) 保護者相談の実施。

希望する保護者に対して、教員による個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。

(3) スクールカウンセラーの保護者への紹介

保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、学校は、スクールカウンセラーを年度当初の保護者会で紹介する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校経営支援センターへの報告と支援。

早期に学校経営支援センターへ報告し、情報を共有する。学校経営支援センターは、当該情報の内容に応じてスクールカウンセラーや指導主事等の派遣により、被害を深刻化させないよう学校を支援。

(2) 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所・保護司等との連携協力。

犯罪行為や虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所・保護司等と情報を共有し、対応策を協議する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

学校運営連絡協議会を活用して、いじめに関する基本的考え方を周知するとともに、いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の項目を学校評価アンケートに加え、適正に自校の取組を評価する。

[評価項目]

学校は、いじめの未然防止や早期発見について積極的に取り組んでいるか。